

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年11月20日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 (注) として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：3 国名：ブラジル 担当：地球環境部
案件名：統合自然災害リスク管理国家戦略強化プロジェクト（基礎情報収集・マニュアル・技術指針の特定、人材育成）

1 契約予定期間：2014年1月中旬～2014年8月下旬

2 参加要件

海外における防災分野に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年12月4日から2013年12月6日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年12月4日から2013年12月9日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年12月20日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知：1月上旬
- (5) 契約交渉：1月上旬～1月中旬

5 業務の目的

「統合自然災害リスク管理国家戦略プロジェクト」は、ブラジルの土砂災害に対して、リスク評価及びそれに基づく都市拡張計画、予防・復旧・復興計画の策定・実施、早期警報発令・リスク情報発信、災害監視・予警報の研究開発にかかる能力の強化、災害対応への備えの向上を通じて、ブラジルの統合的な自然災害リスク管理国家戦略の強化に寄与することを目的とする。

リスク評価・リスクマップに基づき、都市計画案の作成、災害予警報体制及び災害観測・予測システムを構築できるようにすることを目的とした、リスク評価、都市計画策定、予警報発令プロトコル、災害モニタリングの各分野においてマニュアル・技術指針案を中央政府向けに作成する。また、指針に基づき、パイロット地域で指針に基づきリスク評価を行い、それに基づく都市拡張計画、予防、復旧・復興計画を策定する。（パイロット地域＝リオデジャネイロ州ノーバフリブルゴ市、ペトロポリス市及びサンタカタリーナ州ブルメナウ市）

プロジェクト期間2013年8月～2017年8月（計48カ月）のうち、2014年8月までに当該分野の現状確認、必要なマニュアル・技術指針の特定を行い、2014年8月からマニュアル・技術指針案の作成及びパイロット地域でのリスク評価、それに基づく都市拡張計画、予防、復旧・復興計画策定を行う。

2013年7月～9月より長期専門家3名（防災政策/チーフアドバイザー、土砂災害管理、業務調整）を派遣し、プロジェクト内容の確定、実施体制の整備を実施中である。また、今後、年間12名程の短期専門家を派遣予定である。

今回の業務は、長期及び短期専門家と協力し、2014年1月から8月に実施される当該分野の現状確認、必要なマニュアル・技術指針の特定を行うと共に、人材育成としてワークショップ及び国別研修を実施する。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

1) 省庁所在地：

ブラジリア（都市省、国家統合省、科学技術革新省）

サンパウロ州カシオエイラ・パウリスタ市（科学技術革新省国家災害リスク管理センター(CEMADEN)所在地）

2) パイロット事業サイト

リオデジャネイロ州ペトロポリス市（人口約29.6万人）

リオデジャネイロ州ノーバフリブルゴ市（人口約18.2万人）

サンタカタリーナ州ブルメナウ市（人口約30.0万人）

(2) 業務内容

1) ワークプランの作成・協議

派遣中の長期専門家等からの情報収集などを通じ、プロジェクトの全体像及び進捗を把握し、本業務の基本方針・方法、業務工程計画などを作成し、ブラジル側との協議を踏まえ取りまとめる。

2) 現状調査

ア 雨量、地質等の基礎データ

イ 災害データ収集体制

ウ 水害・土砂災害にかかる実施体制、法令、予算

エ リスク評価・リスクマップ

オ 都市計画

カ 予警報発令

キ 土砂災害軽減のための災害モニタリング

ク パイロット事業対象地域の組織体制、防災体制、都市拡張計画

3) マニュアル策定案の作成及び留意点の取りまとめ

策定が必要なマニュアル・技術指針の種類をまとめ、マニュアル・技術指針の概要、策定スケジュール、策定体制・担当機関の案を作成する。(同案を基に、別途2014年後半に各種マニュアル・技術指針案を作成し、2015年からパイロット地域において試行的に適用した上で、プロジェクト終了時まで最終版を策定予定。)

4) ワークショップの実施

行政官他の能力向上を目的とし、リスク評価、都市計画策定、予警報発令プロトコル、災害モニタリングの分野で各2回のワークショップを開催する。

5) 国別研修の実施

我が国の土砂災害対策の現状を把握させるための国別研修を2回実施する。研修案は長期専門家等と協議して決定する。

7 成果品等

- (1) 業務計画書 (2014年1月下旬)
- (2) Work Plan (2014年1月下旬)
- (3) プロジェクト業務進捗報告書 (2014年4月下旬)
- (4) プロジェクト業務完了報告書 (2014年8月下旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括/土砂災害 【評価対象予定者】
- (2) 組織体制、法体系
- (3) 災害データ
- (4) リスク評価・マッピング 【評価対象予定者、語学力評価せず】
- (5) 都市計画、土地利用規制・開発計画
- (6) 災害予防・復旧・復興計画
- (7) 早期警報発令、リスク情報発信 【評価対象予定者、対象国経験・語学力評価せず】
- (8) 土砂災害の監視、予報システム
- (9) 業務調整/国内研修(国内のみ)

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・通訳の配置を認める予定
- ・2012年8-9月及び2013年1-2月に詳細計画策定調査実施済み

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。